

赤字削減・解消計画について

1 基本的な考え方

- 国保財政を安定的に運営していくためには、原則として、必要な支出を保険料や国庫支出金等により賄うことにより、国民健康保険特別会計の収支を均衡させることが重要
- 決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入が行われている現状
- ⇒ 国保運営方針で赤字削減・解消に向けた方向性を定め、国通知に沿って、赤字削減・解消を計画的に進めるべきこととしている。

(1) 削減・解消すべき赤字

- 一般会計繰入金(法定外)のうち、決算補填等目的の額
- 前年度繰上充用金のうち、対前年度新規増加額

(2) 赤字削減・解消計画を策定する市町村

前年度決算において、削減・解消すべき赤字が発生した市町村であって、翌々年度までに赤字の解消・削減が見込まれない市町村

(3) 赤字削減・解消計画の公表

国等において給付と負担の見える化が強く求められており、保険者努力支援制度の評価指標にも位置づけられている。このため2019年度から県において赤字削減・解消計画を公表している。

2 赤字削減・解消計画の策定状況

2025年9月末時点で赤字削減・解消計画を策定している市町村数は24であった。内訳は以下のとおり。

対象市町村数	左の内訳			
	計画の期間(6ヵ年分)	市町村数	赤字額計	備考
2025年9月末時点	2018～2023年度	14	2016年度 3,387,339千円	前年度と同数
	2019～2024年度	1	2017年度 390,808千円	前年度と同数
	2021～2026年度	1	2019年度 441,437千円	前年度と同数
	2023～2028年度	3	2021年度 716,484千円	前年度と同数
	2024～2029年度	1	2022年度 172,515千円	前年度と同数
	2025～2030年度	3	2023年度 1,170,545千円	新規(3市増)
	2025～2030年度	1	2024年度 303,227千円	新規(1市増)

※ 国は赤字削減・解消計画の対象期間を基本的に6年としているため、計画期間を6年として整理しているが、各市町村の計画においては、必ずしも6年で赤字解消が図られるものではない。

3 決算補填等目的の法定外一般会計繰入の状況

過去4カ年度の決算補填目的等の法定外一般会計繰入の状況は以下のとおり。

決算補填等目的の法定外一般会計繰入額は減少し、2024年度決算においては、約4億2千9百万円の減少となった。(繰入市町村数は24→26に増加)

区分	2021年度決算		2022年度決算		2023年度決算		2024年度決算		
	金額(千円)	市町村数	金額(千円)	市町村数	金額(千円)	市町村数	金額(千円)	市町村数	
一般会計繰入金(法定外繰入)計	11,606,859	48	11,509,436	48	16,735,465	49	15,196,885	48	
うち決算補填等目的	保険料収納不足等	78,475	2	0	0	0	0	310,756	3
	高額療養費貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0
	保険料負担緩和	2,079,049	24	2,327,374	22	4,691,190	23	3,831,447	23
	地方単独の保険料軽減	764,296	4	722,721	4	232,898	3	168,351	2
	任意給付に充てるため	1,497	1	0	0	0	0	0	0
	累積赤字補填	0	0	0	0	0	0	184,789	2
	公債費等、借入金利息	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2,923,317	28	3,050,095	25	4,924,088	24	4,495,343	26	

※ 「決算補填等目的」は、一つの市町村で複数の該当項目があるため、「市町村数」の計と内訳項目は一致しない。

※ 端数処理の都合上、内訳が計と一致しないことがある。

4 参考

(1) 決算補填等以外の目的の法定外一般会計繰入の状況

過去4カ年度の決算補填目的等以外の法定外一般会計繰入の状況は以下のとおり。

決算補填等以外の目的の法定外一般会計繰入額は減少し、2024年度決算においては、約11億1千万円の減少となった。(繰入市町村数は49→48に減少)

区分	2021年度決算		2022年度決算		2023年度決算		2024年度決算		
	金額(千円)	市町村数	金額(千円)	市町村数	金額(千円)	市町村数	金額(千円)	市町村数	
一般会計繰入金(法定外繰入)計	11,606,859	48	11,509,436	48	16,735,465	49	15,196,885	48	
うち決算補填等以外の目的	保険料の減免額に充てるため	1,840,244	29	2,053,953	28	2,316,498	28	2,375,752	27
	地方単独事業の医療給付費波及増等	1,841,122	36	1,800,542	35	3,112,320	39	2,392,654	39
	保健事業費に充てるため	1,379,759	35	1,481,316	37	1,478,504	38	1,407,120	38
	直営診療施設に充てるため	0	0	0	0	0	0	0	0
	納税親奨励金(納付組織交付金等)	0	0	0	0	0	0	0	0
	基金積立	1,191,247	2	1,086,052	3	2,243,956	5	1,725,363	4
	返済金	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	2,431,170	12	2,037,477	13	2,660,099	12	2,800,654	11
計	8,683,542	48	8,459,340	48	11,811,377	49	10,701,543	48	

※ 「決算補填等以外の目的」は、一つの市町村で複数の該当項目があるため、「市町村数」の計と内訳項目は一致しない。

※ 端数処理の都合上、内訳が計と一致しないことがある。

(2) 法定の一般会計繰入金について

① 費用の種類及び根拠規定

- (ア) 保険基盤安定制度に係る繰出し（保険料軽減分）：国保法 72 条の 3 第 1 項
- (イ) 保険基盤安定制度に係る繰出し（保険者支援分）：国保法 72 条の 4 第 1 項
- (ウ) 未就学児に係る均等割保険料軽減制度に係る繰出し：国保法 72 条の 3 の 2 第 1 項
- (エ) 産前産後保険料免除制度に係る繰出し：国保法 72 条の 3 の 3 第 1 項
- (オ) 国民健康保険事務費、出産育児一時金及び国保財政安定化支援事業に係る繰出し：
地方財政計画及び総務省自治財政局調整課事務連絡

② 過去 4 カ年度の法定の一般会計繰入の状況は以下のとおり。

区分	2021年度決算	2022年度決算	2023年度決算	2024年度決算	
	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	
一般会計繰入金（法定）	保険基盤安定（保険料（税）軽減分）	20,386,377	20,863,826	21,259,070	22,058,206
	保険基盤安定（保険者支援分）	11,610,496	12,003,386	12,118,738	12,589,043
	未就学児均等割保険料軽減分	-	435,803	420,111	414,140
	産前産後保険料免除分	-	-	22,638	123,038
	事務費（職員給与費等）	8,896,156	9,347,869	10,008,023	10,731,011
	出産育児一時金等	1,245,408	1,136,377	1,168,062	1,162,097
	財政安定化支援事業	1,527,309	1,527,704	1,533,708	1,496,723
	計	43,665,746	45,314,965	46,530,350	48,574,258

※ 端数処理の都合上、内訳が計と一致しないことがある。

※ 未就学児に係る均等割保険料軽減制度は2022年4月から、産前産後保険料免除制度は2024年1月から開始した。